

## 20 障害者差別解消法（平成28年4月に施行されました）

障害者差別解消法は、「障害を理由とする差別」をなくすための法律です。障害のあるなしにかかわらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

### \* 対象となる「障害のある人」

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害のある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難となっている人。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

### \* 差別解消のための方策について

- ・市及び民間事業者<sup>※1</sup>は不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- ・市及び民間事業者<sup>※2</sup>は、合理的配慮をしなければならない。
- ・市は、相談・紛争防止・解決のための体制整備を行う。

※1 対象となる「民間事業者」とは…目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

※2 令和3年6月4日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、努力義務から義務へ改められました。

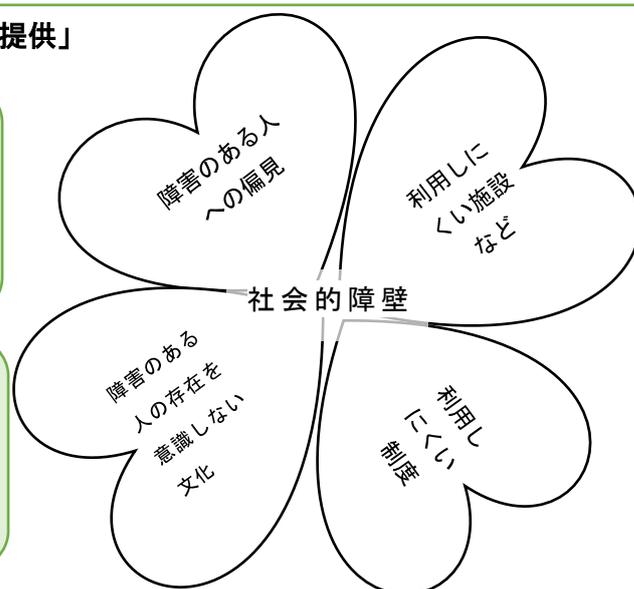
### 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」

#### 不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人には付けられないような条件を付けたりすること。

#### 合理的配慮の不提供

障害のある人が何らかの配慮を求める意思表示をしたにもかかわらず、「社会的障壁」を取り除くための合理的な配慮をしないこと。



### \* 差別をなくすためには

○ 最も大切なことは、障害をはじめ年齢や性別、言語など“自分と異なる特性を持つ相手を理解し、配慮すること”です。

お互いの人格と個性を理解し、尊重し合いながら、お互いに支え合う社会を実現するため、次のような配慮を心がけましょう。

- ・車いすや杖の利用者などのために、出入り口にスロープを設置するなどして移動しやすくする。
- ・案内表示や文書の文字は、見やすい大きさにする。
- ・目的地をたずねられたら、分かりやすく説明してあげる。

社会的な障壁を取り除くため、次のような配慮を求めることができます。



聴覚障害のある人に、筆談や手話などの音声以外の方法でコミュニケーションをとる。



車いす利用者のために、スロープを設置するなどし、段差を解消する。



点字ブロックの上には、自転車などの障害物を置かない。



盲導犬などの役割を理解し、エサをあげるなど、邪魔になる行為をしない。



思いやり駐車場や障害者等用の駐車スペースには、必要のない人は駐車しない。



電車やバスなどでは、席を必要としている人が居たら、優先席でなくても席をゆずる。

### ○主な相談窓口及び電話番号

※お気軽にご相談ください

福祉課、各総合事務所：最後のページ参照

相談支援事業所等：P5 1～55参照

## 21 手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

令和3年4月1日に制定しました。

自分とは異なる特性や個性のある相手と、コミュニケーションを行うための手段は、さまざまです。市民が、手話言語をはじめ、要約筆記や点字、音訳、拡大文字、絵図・写真、イラストなどのコミュニケーション手段があることを理解し、「障害がある・ない」にかかわらず、誰もが意思や感情、考えを伝い合い、人と人がつながることができるまちであり続けたいという願いを込めた条例です。

### 基本となる考え方

- 「手話」は、日本語や英語とは異なる一つの「ことば」であることを理解し、「手話」を日常のコミュニケーションで使用している人がいることを認識すること
- コミュニケーション手段は、「障害がある・ない」や、個性、特性などにより、多様であることを理解すること
- 「障害がある・ない」によって差別することなくお互いの人格と個性を認め合うこと

### 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、手話言語及び障害の特性等に  
応じた多様なコミュニケーション手段の利用の  
促進について、基本理念を定め、市の責務及び市  
民の役割を明らかにすることにより、すべての市  
民が、障害の有無にかかわらず、円滑にコミュニ  
ケーションができる環境の整備を図り、もって上  
越市人にやさしいまちづくり条例(平成11年上  
越市条例第1号)の目指すすべての市民の基本的  
人権が尊重され、社会参加の機会が確保された豊  
かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与する  
ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語  
の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語 日本語とは異なる文法体系を有し、手指の動きや、非手指動作と呼ばれる顔の部位の変化等により視覚的に表現する言語及び日本語を手指や身体等の動きを使い、口形とともに視覚的に表現する言語をいう。
- (2) コミュニケーション手段 手話、音声言語、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、拡大文字、代筆、代読、平易な言葉その他情報取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用される表現方法、絵図、写真、イラストその他の手段をいう。
- (3) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障

害(発達障害を含む。)、難治性疾患その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (4) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。
- (5) 合理的な配慮 個々の場面において、社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に行われる適切な調整及び変更であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (6) 人にやさしいまちづくり 上越市人にやさしいまちづくり条例第2条第1号に規定する人にやさしいまちづくりをいう。

(基本理念)

第3条 手話言語及び障害の特性等に  
応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 手話は、独自の体系を有する言語であること及び日常生活又は社会生活を営む上で必要とされていることを認識すること。
- (2) コミュニケーション手段は、障害の特性、障害の有無、個性等により多様であることを理解すること。
- (3) 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うこと。

## コミュニケーション手段って・・・



### 手話言語

手話（手や指の動き）は、独自の文法構造があり、日本語や英語と同じように「ことば」です。相手に伝える時は、手話のほか、顔の表情や口の動きなど目（視覚）からも情報を伝えます。

### 要約筆記

話の内容の要点を短くまとめ、聴覚に障害がある人に文字にして伝えます。筆記通訳ともいい、会議など個人に通訳する場合は、紙などに書きます。講演会など複数の人に通訳する場合は、OHPやパソコンを使ってスクリーンに文字を映します。

### 点字

指先の触覚により読み取る、視覚に障害がある人の文字です。



### 音訳

文字や図表などの情報を音（声）にして伝えます。



#### （市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語の普及並びに障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び円滑な利用の促進に関する施策
  - (2) 障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することができるようにするための合理的な配慮を行うことについての啓発に関する施策
  - (3) 手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に取り組む人材の育成に関する施策
- 2 市は、前項各号に掲げる施策を計画的に実施するものとする。

#### （市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に向けて主体的に行動するよう努めるものとする。

#### （連携及び協働）

第6条 市及び市民は、それぞれの責務又は役割を踏まえ、相互に連携を図りながら協働することを通じて、人にやさしいまちづくりが推進されるよう努めるものとする。

#### （委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## ～ 伝えてみよう ～

- ・私は、聴覚障害者です。文章が苦手です。手話で話してください。
- ・私は、耳の聞こえが悪いけど、文章はわかるので、書いてください。
- ・私は、補聴器をつけているので聞こえます。大声で話さないでください。
- ・私は、視覚障害者です。見えないので、書類を代筆してください。
- ・私は、弱視なので、大きな文字で書いてください。

など

伝えていくことも大切です。自分とは異なる特性や個性がある相手の「わからない」「難しい」ことが分からないのです。お互いに相手のことを思いやり、「人にやさしいまち」になるよう心がけましょう。

## 22 視覚障害者用CDの貸出し（声の広報）について

（問合せ：広報対話課、福祉課）

視覚に障害のある人に、「広報上越」・「じょうえつ市議会だより」を  
デジ版（CD）及び音楽CDに録音し、郵送で貸出します。

\*対象者：市内に在住の視覚に障害のある人

\*利用申込み：身体障害者手帳等をお持ちになり、利用申込みをして  
ください。

## 23 活字による読書が困難な方へ

（問合せ：上越市立高田図書館

TEL：025-523-2603 FAX：025-526-6711）



上越市立図書館  
ホームページ

図書館では、活字による読書が困難な方を対象にしたサービスを行っ  
ています。

\*録音図書などの貸出

録音図書とは、本を朗読したものをカセットテープや CD-ROM に録  
音したものです。

- ・ご希望の録音図書を貸出します。利用するには、事前に登録が必要  
です。詳しくは、高田図書館へご連絡ください。
- ・高田図書館で持っていない本でも、全国の点字図書館などから、  
無料で取り寄せて貸出します。
- ・来館が困難な方には、無料で郵送貸出しもできます。

\*対面朗読サービス

対面朗読とは、お持ちの本や資料を朗読するサービスです。

- ・朗読はボランティアの方または図書館の職員が行いますので、  
ご希望の3日前までに、高田図書館へご連絡ください。
- ・場所は、高田図書館または直江津図書館です。

## 24 救急医療・災害時支援情報キット

（問合せ：高齢者支援課）



ホームページはこちら

ひとり暮らし高齢者等を対象に、救急医療・災害時支援情報キット  
（※下記参照）を配付し、救命救急活動や避難支援に役立てます。

\*対象者：①65歳以上のひとり暮らし高齢者

②指定避難所の福祉避難スペース対象者（在宅で要介護3  
以上の人、視覚障害1級の人、聴覚障害2級の人）

③福祉避難所避難対象者（P84参照。情報シートの代わりに  
個別避難計画を用います。）

\*市で対象となる方を抽出し、救急医療・災害時支援情報キットをお届けします。

※「救急医療・災害時支援情報キット」



【概要】

かかりつけ医療機関、服薬や持病等の医療情報、緊急連絡先等を記入した情報シートを入れた筒状の容器で、冷蔵庫や非常用持出袋に保管し、救命救急活動や避難支援に役立てる。

【内容物】

- ・情報シート
- ・マグネット（冷蔵庫に貼付）
- ・ステッカー（玄関の内側に貼付）

## 25 福祉避難所について

（問合せ：生活援護課）



ホームページはこちら

災害時において、一般の避難所での避難生活が困難な障害のある人や高齢者などが、直接避難し、安心して避難生活を送ることができるよう開設される避難所です。

### \*福祉避難所の対象者

- 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する人のうち、障害支援区分5・6に該当する人

「障害支援区分」とは、障害福祉サービス（P37）を利用する際に、その人の障害等の状態に応じて必要とされる支援の度合いを総合的に示すもので、区分1から区分6までの6段階で認定されます。

- 障害特性により指定避難所で生活を送ることが困難な人（多動や自閉症等の障害のある人など）
- 要介護認定者  
要介護4・5の認定を受けた人のうち、特別な医療が必要な人、ひとり暮らしの人、高齢者のみの世帯の人のいずれかに該当する人

### \*福祉避難所の開設基準

- 市内で震度5弱以上を観測した場合 ⇒ 「開設」
- 震度4以下の地震やその他の災害の場合 ⇒ 「状況により開設」

### \*福祉避難所の利用について

福祉避難所に直接避難していただく人（対象者）には、市があらかじめ聞き取り調査を行った上で避難先となる施設を選定し、お知らせします。

## 26 公共施設等の整備について

(問合せ：多文化共生課)

道路や公共施設等の整備・改修の際に「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れ、誰もが気軽に安心して出掛けることのできる「人にやさしいまちづくり」を推進していきます。

\*「にいがたバリアフリーガイドマップ」は新潟県内の公共的施設等のバリアフリー情報を調べることができます。



ガイドマップはこちら  
(新潟県ホームページ)

## 27 地域における防災対策について

(問合せ：市民安全課)

本人やその家族、地域の皆さんが、災害に対する知識や心構えを身につけておくことや、災害に対する備えをしておくことが、いざというときの適切な避難行動に結びつきます。

### 障害のある人や、まわりの人ができること

- \*町内会の日頃の活動や行事などを通じて、地域との交流を図りましょう。
- \*災害時に自分や家族だけで避難ができず、町内会や自主防災組織の助けが必要な方は、避難行動要支援者名簿に登録しましょう。
- \*ハザードマップで地域の危険場所を確認するとともに、防災訓練に積極的に参加し、避難経路や避難場所を確認しましょう。また、日頃から避難する時に持ち出すものなどを準備しておきましょう。
- \*手助けをお願いする地域の人や、緊急時の消防、病院、行政機関などの連絡先（電話番号、FAX 番号など）を確認しておきましょう。
- \*冬期は、雪によって避難ができなくなることがあります。万が一に備えて自宅の出入り口を確保しておきましょう。また、自分や家族だけで除雪ができない場合は、地域の人やボランティアの人たちに協力を依頼しましょう。

### ※安全メールの活用

事前に登録した人に、防犯や防災、火災、交通安全などの安全・安心にかかわる情報をメールやSNSで配信しています。

安全メールは以下のQRコード（安全メール登録用）からアクセスし、空メールを送信すると登録できます。QRコードからアクセスできない場合は、次のアドレスに空メールを送信してください。

○登録用メールアドレス（[anzen.joetsu-city@raidai.ktaiwork.jp](mailto:anzen.joetsu-city@raidai.ktaiwork.jp)）

※安全メールと市公式LINEは、欲しい情報のカテゴリを登録すると、希望する情報のみを受け取ることができます。



(安全メール紹介)



(安全メール登録用)



(市公式LINE)



(市公式X)

## 28 災害発生時に備え、平時からの心構えを！

### ① 必要な情報の携帯、準備

- ・ 病院の連絡先・服用している薬等が記載された手帳等を携帯しましょう。

### ② 服用薬の携帯、準備

- ・ 服用している薬を2～3日分を持ち歩くか、すぐに持ち出せるように準備しておきましょう。

### ③ 災害時の連絡方法や緊急の対応などの確認

- ・ 通院している病院への災害時の連絡方法や避難場所、家族との連絡の取り方などを事前に家族間で話し合っておきましょう。

### ④ 病院や避難所などへの移動手段の確保

- ・ 大雪等災害時は電車やバスなどの公共交通機関は使用不能になることが予想されます。
- ・ 親戚や近隣の知人、ヘルパーさんなど、緊急時の移動に協力してくれる人に事前に頼んでおくといいでしょう。
- ・ 人工透析を受けている人は、緊急時に必ず透析施設と連絡をとりましょう。

### ⑤ 人工透析を受けている人は、親戚、知人などの避難先と近隣の透析医療機関を調べておきましょう。

- ・ 親戚などに身を寄せる場合には、その近隣で透析治療を受けられる医療機関を探しておく必要があります。  
どういった施設があるか事前に調べておきましょう。

参考：全腎協 災害対策マニュアル

## 29 上越市障害者資格取得支援補助金

(問合せ：産業政策課)



ホームページはこちら

障害のある人の就労機会の拡充を図るため、就労に役立つ資格の取得に必要な試験の受験料や研修等の受講料、市外の受験（受講）会場への交通費を補助します。

\*補助対象者：上越市に住所を有し、次のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②療育手帳の交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ④特別支援学校の高等部に在学している人

\*申請者：次のいずれかに該当する人

- ①補助対象者本人 ※補助対象者本人が未成年の場合はその保護者
- ②補助対象者本人の法定代理人

(法定代理人であることを確認できる書類の提出が必要です。)

\*補助対象資格：「補助対象資格試験等一覧表」をご覧ください。

\*補助対象経費

- ①資格試験の受験料（研修等の場合は受講料）
- ②市外で行われる試験や研修を受験（受講）するための交通費

\*交付申請について

- ①1万5千円を限度額とし、受験料及び市外の受験（受講）会場への交通費を補助します。（10円未満切捨て）
- ②特別支援学校の高等部においては、履修が必要とされている資格は対象になりません。
- ③申請期限は受験日（研修等の場合は、修了証明書等の交付日）から1か月以内です。受験日が3月であるときは、3月末日までです。

上越市障害者資格取得支援補助金 補助対象資格試験等一覧表

全国商業高等学校協会 簿記実務検定試験	電気工事士
全国商業高等学校協会 情報処理検定試験	電気主任技術者
全国商業高等学校協会 商業経済検定試験	工事担任者DD
全国商業高等学校協会 珠算・電卓実務検定試験	工事担任者AI・DD総合種
全国商業高等学校協会 ビジネス文書実務検定試験	ボイラー技士
全国工業高等学校長協会 計算技術検定	危険物取扱者
全国工業高等学校長協会 情報技術検定	火薬類取扱保安責任者
全国工業高等学校長協会 基礎製図検定	毒物劇物取扱責任者
全国工業高等学校長協会 機械製図検定	建築施工管理技士
全国工業高等学校長協会 パソコン利用技術検定	土木施工管理
全国工業高等学校長協会 初級CAD検定	測量士補
全国工業高等学校長協会 グラフィックデザイン検定	宅地建物取引士
全国高等学校家庭科教育振興会 被服製作技術検定	建築CAD検定
全国高等学校家庭科教育振興会 食物調理技術検定	普通自動車免許(第二種免許を含む。)
全国高等学校家庭科教育振興会 保育技術検定	準中型自動車免許
日本商工会議所 簿記検定	中型自動車免許(第二種免許を含む。)
日本商工会議所 販売士検定	大型自動車免許(第二種免許を含む。)
情報処理推進機構 ITパスポート	大型特殊自動車免許(第二種免許を含む。)
情報処理推進機構 情報セキュリティマネジメント試験	フォークリフト運転技能講習
情報処理推進機構 基本情報技術者試験	高所作業車運転技能講習
情報処理推進機構 ネットワークスペシャリスト試験	社会福祉士
情報処理推進機構 データベーススペシャリスト試験	あん摩マッサージ指圧師
東京商工会議所 カラーコーディネーター検定	はり師
東京商工会議所 福祉住環境コーディネーター検定	きゅう師
日本情報処理検定協会 情報処理技能検定(表計算)	介護職員初任者研修
日本情報処理検定協会 文書デザイン検定	医療秘書技能検定
日本情報処理検定協会 日本語ワープロ検定	医療事務管理士
実務技能検定協会 秘書検定	行政書士
実務技能検定協会 ビジネス実務マナー検定	社会保険労務士
実務技能検定協会 サービス接客検定	衛生管理者
新潟県特別支援学校職業技能検定 清掃部門	調理師
ICTプロフィエンシー検定協会 ICTプロフィエンシー検定	レタリング技能検定
新潟県職業能力開発協会 職業訓練指導員(能力審査検定)	トレース技能検定
コンピュータサービス技能評価試験(CS試験)	

※上記以外の資格についても対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

## 30 選挙における投票について

(問合せ：選挙管理委員会事務局)

### 【投票所での投票】

#### 1 点字による投票

- ・視覚に障害がある等の理由で、文字を書くことが難しい人は、点字で投票することができます。(点字器は、各投票所に用意してあります。)

#### 2 代理投票

- ・利き手に障害がある等の理由で、文字を書くことが難しい人は、申し出により係員が代筆します。投票所でお申し出ください。(投票の秘密は固く守られます。)

#### 3 その他

- ・車椅子を必要とする人や介助が必要な人など、お困りのことがありましたら、係員にお申し出ください。

### 【自宅での投票】

#### 4 郵便等による不在者投票



ホームページはこちら

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を持っている人で以下の要件を満たす場合は、ご自宅で郵便による不在者投票ができます。
- ・事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。選挙管理委員会事務局へ「郵便等投票証明書」の申請をしてください。

[申請できる人]

- ◎ 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証の次表の等級にあてはまる人で、上越市の選挙人名簿に登録されている人



区分	障害名等	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級、2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級、3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

※郵便等投票制度の対象になるかどうか不明な場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

## 5 郵便等による不在者投票（代理記載）

- ・前項4の郵便等による不在者投票ができる人で、さらに以下にあてはまる人は、あらかじめ、選挙管理委員会に届出をした代理記載人1人（選挙権を有する人）に投票に関する記載をさせることができます。
- ・事前に、選挙管理委員会事務局へ代理記載の申請が必要です。  
[申請できる人]

区分	障害名等	等級等
身体障害者手帳	上肢又は視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚の障害	特別項症～第2項症

詳しくは、市選挙管理委員会事務局(TEL：025－520－5807)へお問い合わせください。